

町長	助役	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	501
		決裁期日	平成18年6月6日
名称	6月臨時課長会議		
日時	平成18年6月6日(火) 午前10時00分～11時00分		
場所	役場 3階 第3会議室		
出席者	町長・助役(教育長欠席) 各課長12人(内代理出席2人) 事務局2人 説明員1人 詳細別紙のとおり		

内容

町長あいさつ

- ・滞納者に対する制限措置条例については、これまで多くの議論を重ねてきた。本日は、最終の方向性を定めていきたい。

< 助役の進行で会議を進める。 >

1 町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置条例について

助役：本日協議し確認する事項は、次の2点と受け止める。

納期管理にすべきか、年度管理にすべきか。

対象サービス項目の最終確認

税務課長：サービス項目については、対象各課のヒアリングを行い、70事業から、12事業を削除した。一部要検討の項目が残っている。

ヒアリングを通して、制限条例を運用するのは税務課だけでなく、それぞれの原課であることとあわせて、制限条例と整合性を図るよう、個別の事務要綱・要領(補助要綱など)等の整備について、確認してきた。

保健福祉課長：事務量等の課題から、納期管理の困難さについて以前の課長会議で発言したが、課内職員とも協議し、運用していくための事務のルール化、効率化を図っていくことで、納期管理に対応するよう努めることが必要と考えている。

病院事務長：対象メニューに「エキノкокクス症対策事業に関すること」が入っているが、税の納入に関わらず、受診できることが必要ではないか。(北海道は全地域指定)

保健福祉課長：当該受診は、申請による対応となっていることから、対象メニューとしている。要検討し、最終判断したい。

助役：特に意見がなければ、納期管理の制度としていくことで決定して良いか。また、対象メニューについては、条例への表記とは別になるので、さらに細部の検討を加え、精査していくことで良いか。

全体：了承

税務課主幹：対象メニューは、現時点で定めたもので、事業の改廃等により絶えず規則改正が必要となってくる。

対象各課とのヒアリングを通じて、納税確認の基本パターンとしては、次のパターンに分類されると想定される。

許認可等の事務で、1度かぎりの許可と、期間を定めて許可への対応
申請によらない（物品購入など）事務で、登録名簿等の整理が必要に対応
補助金交付など、申請時と実績時の処理で可能と考える対応

助役：個別の対象メニューごとに要綱・要領等制定、改正が必要となる。条例施行までに改正等の手続をしなければならないので、総務課が中心となって例規整備の指示にあたられたい。各課においては、あわせて手引書のようにものの整備も考える必要がある。

町長：いよいよ6月12日の所管委員会に説明することになる。サービスを制限することが目的ではなく、納税の促進を図るために制定する条例であることを、全体で確認したい。

助役：条例名称についても、最終判断が必要となると考える（例：「サービスの制限措置条例」とすべきか、「納税促進の特別措置条例」とすべきか）。

税務課主幹：プロジェクトとしては、制度の内容が最も分かりやすいことが必要との考えから、「町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」とした。

助役：条例名称は町長とも十分協議し、最終判断していくことで良いか。

全体：了承

2 その他

助役：他に発言があれば求める。

議会事務局長：6月議会の一般質問については、本日より受付開始している。既に2議員より提出があり、1議員より提出の意思の申し出がある。

教育振興課長：5月定例課長会議で協議した「一人一提案」については、どのように指示があるのか。

総務課長：総務課で整理し、全職員に対して近々指示する。

助役：他になければ、臨時課長会議を終了する。

[11時00分 閉会]